

下関市奨学金返還支援補助金制度 交付申請候補者募集要領【2026 年度卒業予定者】

下関市の未来を担う若者の市内就職と奨学金返還の負担軽減、また市内中小企業者を中心とした市内企業等の人材確保、職場定着等を支援するため、大学等に進学し、在学中に奨学金の貸与を受けた新卒者等を対象に、一定の要件を満たした場合、返還額の一部を補助する制度です。本制度の利用を希望する方を下記要領にて募集します。

補助金額等

- 補助金額は最大 100 万円【ただし、奨学金貸与総額の 1/2 以内の額】
- 1 年間の交付限度額は 20 万円【実返還額又は 20 万円のいずれか低い方の額】
- 支援期間は奨学金返還開始から 5 年間【支援要件の継続が条件】

補助金交付のイメージ



1. 募集対象者

下関市での就職を希望又は検討している学生で、該当する奨学金の貸与を受けている方を募集します。次の各号の全てに該当する方が対象となります。

- (1) 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る）及び水産大学のいずれかに在学中で、2026 年度に卒業又は修了することを予定している方
- (2) 次の奨学金の貸与を受けている方
 - ① 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金
 - ② 下関市奨学金
- (3) 大学等を卒業又は修了後、下関市内に定住することを予定している方
- (4) 大学等を卒業又は修了した年度の翌年度中（2028 年 3 月 31 日まで）に、下関市が認定した登録企業等に正社員として就職を予定している方

※登録企業等については、下関市ホームページにて公開し、随時更新する予定です。登録企業等の募集も並行して行うため、該当企業の掲載がない場合はお問合せください。

2. 募集期間

2025 年 10 月 1 日（水）から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

3. 応募（申請）方法

次の各号の書類を募集期間内に持参又は郵送により担当課へ提出していただくか、やまぐち電子申請サービスから申請をお願いします。

- (1) 下関市奨学金返還支援補助金エントリー用紙（様式第1号）

※申請様式は下関市ホームページからダウンロード可能

- (2) 在学証明書その他の大学等に在学していることを証する書類

※各大学等が発行する証明書

- (3) 奨学金貸与証明書その他の補助対象奨学金の貸与を受けていることを証する書類

※奨学金貸与証明書は、独立行政法人日本学生支援機構への請求手続きが必要

※やまぐち電子申請サービスでの申請は、入力フォームに必要事項を入力し、証明書類を添付してください。

4. 交付申請候補者の認定

所定の方法により応募（申請）されたものを書類審査し、要件を満たしている場合は交付申請候補者として認定し、その結果を文書にて通知します。なお、交付申請候補者に認定後は、対象要件（内定等）の状況についての調査にご協力をお願いします。

また、認定を受けても、次の各号のいずれかに該当するときは認定を取り消します。

- (1) 大学等を卒業し、又は修了することができなかったとき。
- (2) 奨学金の返還が全額免除されたとき。
- (3) 大学等を卒業し、又は修了した年度の翌年度に登録企業に就職をしなかったとき。
- (4) 支援期間中に登録企業を離職したとき。 ※転職の場合は一定の要件を満たせば継続可。

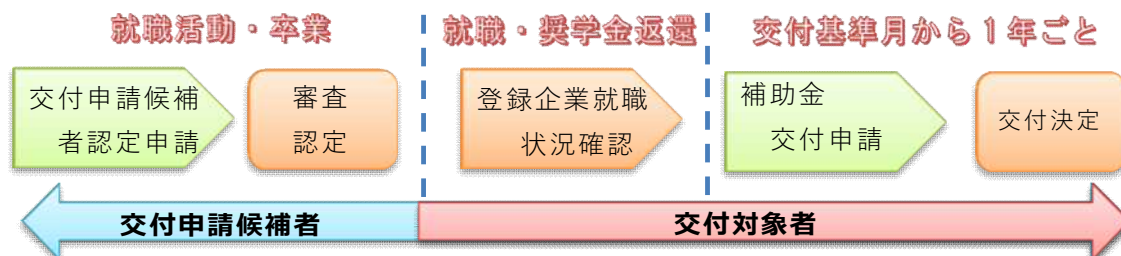
5. 認定後の流れ

【支援要件】 交付申請候補者が市内に居住し、かつ登録企業に就職した後、市内登録企業等で勤務し、奨学金を返還すること。

上記要件を継続し、全て満たせば1年ごとの申請に基づき補助金を交付します。

★「居住」と「就業地」が下関市内であることが必須です！

（例）転勤などで市外に「居住」「就業」する場合は交付申請できません。



6. 提出先・問い合わせ先

下関市産業振興部 産業立地・就業支援課

〒750-0006 下関市南部町 21 番 19 号 下関商工会館 4 階

TEL:083-231-1310 FAX:083-235-0910 Email:sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp